

高山駅西地区複合・多機能施設管理運営等業務 募集要項等に関する質問・意見に対する回答書

【公表日】 令和6年12月9日

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	質問事項	回答
1	募集要項	8	7	(1)	オ		指定管理料	・ 指定管理期間の終了は、16年後であり、過大な物価変動の蓋然性は高いと、通常考えられます。ついては、都度協議ではなく、変動に対する対応ルールを決めるべきであると思われますが、市のご見解及びご方針を、開示もしくはご教示ください。	・ 物価（人件費及び物品費等）の変動リスクについて、募集要項29頁のリスク分担表に基づき、市内の他の指定管理施設と同様に都度協議により決定します。 ・ 提案における指定管理料の積算は現行の物価・人件費を基本に算出いただくこととしており、指定管理料の取り扱いについては、本施設開館前年度（令和11年度）に運営予定者と改めて協議の上、決定します。
2	募集要項	8	7	(1)	オ		指定管理料	・ 物価（人件費及び物品費等）の変動リスクについては、原則、別紙3「リスク分担表」のとおりとするが、通常予期されない急激な変動については、協議に応じると記載ありますが、本施設の運営・維持管理は令和12年（2030年）～10年間と長期になるため、物価スライド条項の設定もしくは考えをお示し頂けないでしょうか。 最低賃金105%/年程度上昇しており、人件費上昇分を積算に見込むと金額が大きくなるため、ご検討をお願いします。	・ No.1の回答のとおりです。
3	募集要項	8	7	(1)	ケ		指定管理料	・ 「指定管理者が光熱水費を全て負担する」とあるが、一般社団法人高山市文化協会や社会福祉法人高山市社会福祉協議会、ファミリーサポート事業運営者などが施設内に事務所を設置することが想定されるが、その場合の光熱水費負担はどうなりますか。	・ 各団体の事務所の設置により発生する光熱水費については、各団体がそれぞれ負担し、相応分を指定管理者にお支払いする形を想定しています。
4	募集要項	9	7	(1)	ス		指定管理料	・ 「民間サービス機能については、民間サービス事業者に対する施設の使用料、光熱水費は指定管理料に含めるものとする」と記載されていますが、民間サービス事業者から徴収した使用料と水光熱費は指定管理業務の収入として計上して指定管理料の算出に反映させるとの理解でよいでしょうか。	・ ご理解のとおりです。
5	募集要項	9	7	(1)	ス		指定管理料	・ 「収入及び運営に係る経費については、指定管理料の積算には含まないこととする。」と記載されていますが、民間サービス事業者が指定管理者に支払う使用料と光熱水費を含む支出は指定管理料を算出する経費には計上できないという理解でよいでしょうか。	・ 民間サービス機能については、民間サービス事業者の独立した経理で運営することとしており、指定管理料の算定に算入できる経費は、民間サービス事業者が指定管理者に支払う本施設の使用料及び光熱水費のみの経費とします。
6	募集要項	10	8	(1)			事業費・コストの縮減	・ 運営予定者は本施設のレイアウトや設備概要、内観デザイン等について提案することができる、という表現ですが、特に設計に係る正確性、整合性等についても評価の対象になるのでしょうか。	・ 設計に係る正確性、整合性等については、各種建築関係の法令等に基づく精緻な設計提案を求めるものではありませんが、本施設の基本計画等を踏まえた妥当性、実現性のある提案であることは評価の対象とします。

No.	書類名	頁	記載箇所					項目	質問事項	回答
7	募集要項	10	8	(3)				関係団体との連携	・高山市民文化会館・高山市公民館及び高山市総合福祉センター、高山市勤労青少年ホーム、高山市女性青少年会館、高山市昭和児童センターの過去5年間の主催事業（共催事業含む）の事業数、事業名、収支及び参加人数をご教示ください。	・高山市民文化会館で実施した市民文化芸術振興事業の実績は、別紙①を参照ください。 ・高山市勤労青少年ホームの事業については、別紙②を参照ください。 ・高山市公民館及び高山市女性青少年会館は、主催事業の実績はございません。 ・昭和児童センターの事業については、別紙③を参照ください。（R4～R6直近までの実績を提示します。収支については把握しておりません）
8	募集要項	11	11	(1)	⑪			参加資格要件	・接触を避けるために、選定委員及び委員が属する法人、属性等をご教示ください。	・原案のとおり非公表とします。 ・各委員には、接触しないようにご対応いただくこととしています。
9	募集要項	15	16	(1)				提出する書類一覧 添付書類確認書④	・地方税に未納がないことを証明する書類とありますが、本社所在地の納税証明書という理解でよいでしょうか。	・ご理解のとおりです。
10	募集要項	15	16	(1)				提出する書類一覧 添付書類確認書④	・本社所在地では未納がないことの証明を発行しておりません。そのため、地方税は何年度分提出したらよいでしょうか。	・直近の過去3か年分を提出して下さい。
11	募集要項	15	19					提案書類等の提出	・提案書類中の応募者名については、副本にマスキング等の処理を施すとのことですが、応募者が運営するサービス名、運営実績の記載にかかる他施設名の表示についても、応募者の特定を避けるために副本においてはマスキング等の処理を行う必要があるとの認識でよいでしょうか。	・施設名称、所在地、発注者の記載は可とします。ただし、施設名称にネーミングライツ等により応募事業者が特定できる場合は、不可とします。当該箇所を「A」等のアルファベット表記としてください。
12	募集要項	22	26	(11)				提案書類の公開	・指定管理者に選定されなかった場合も、提出した書類は公開の対象になるのでしょうか。また、公開に当たり、団体に公開内容を事前に問い合わせることなく全面公開、または一部公開となるのでしょうか。	・高山市情報公開条例（平成11年高山市条例第24号）に基づき開示請求があった場合は、公開の対象と判断されるものについては、公開の対象になります。ただし、公開に際しては、対象応募者代表企業への事前確認を行います。
13	募集要項	24	別紙2	○高山市民文化会館・高山市公民館	(2)			令和5年度指定管理事業実績収支（事務費）	・消耗品費、通信費の金額を開示願います。	・原案のとおりでご理解ください。
14	募集要項	24	別紙2	○高山市民文化会館・高山市公民館	(2)			令和5年度指定管理事業実績収支（管理費）	・管理費の内訳を開示願います。	・原案のとおりでご理解ください。
15	募集要項	24	別紙2	○高山市民文化会館・高山市公民館	(2)			令和5年度指定管理事業実績収支（精算金）	・精算金とはどのようなものでしょうか。	・指定管理料のうち、令和5年度については、物価高騰に係る燃料費と電気使用料の増額分、修繕費、除雪費における不用額を実費精算し、市に返還したことになります。（使用しなかった額を市へ返還し精算することを前提に指定管理料として支払ったもの）
16	募集要項	24	別紙2	○高山市民文化会館・高山市公民館	(2)			令和5年度指定管理事業実績収支（委託費）	・外部に委託している委託費を業務毎に開示願います。	・原案のとおりでご理解ください。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	質問事項	回答
17	募集要項	25	別紙2	○高山市総合福祉センター	(2)			令和5年度指定管理事業実績収支(委託費)	・外部に委託している委託費を業務毎に開示願います。 ・原案のとおりでご理解ください。
18	募集要項	26	別紙2	○高山市勤労青少年ホーム ・高山市女性青少年会館	(1)			令和5年度利用実績(講座開催実績)	・他館の実績を参考に掲載いただいておりますが、今回の案件では、主催事業に該当する項目かと考えておりますが、今回も自主事業という理解で相違ないでしょうか。 ・募集要項26頁に記載の利用実績は、本施設の管理運営業務にて実施する主催事業及び自主事業を規定又は拘束する内容ではありません。
19	募集要項	27	別紙2	○高山市勤労青少年ホーム ・高山市女性青少年会館	(2)			令和5年度指定管理事業実績収支(事務費)	・使用料及び賃貸料の内訳を開示願います。 ・内訳は、「事務用パソコンリース料」、「事務用グループウェア利用料」です。金額の詳細は市では把握しておりません。
20	募集要項	27	別紙2	○高山市勤労青少年ホーム ・高山市女性青少年会館	(2)			令和5年度指定管理事業実績収支(委託費)	・外部に委託している委託費を業務毎に開示願います。 ・原案のとおりでご理解ください。
21	募集要項	29	別紙3	リスク分担表(開館後)	その他			物価変動	・人件費については、業務委託先の人件費の高騰についても協議対象になるのでしょうか。 ・業務委託先の人件費の高騰が施設の業務遂行に著しく支障をきたすと市が判断した場合は、協議に応じることとします。
22	募集要項	29	別紙3	リスク分担表(開館後)	その他			需要変動	・需要変動について具体的な内容をご教示ください。 ・大規模な災害や感染症等の発生、近隣に同種施設が新設される等により、本施設の利用者が著しく変動した場合を想定しています。
23	別冊1 管理運営基準書	2	第1	2	(1)	イ	③	図書館サービス	・市が実施する図書館サービスですが、蔵書は行わないという理解でよいでしょうか。 ・ご理解のとおりです。
24	別冊1 管理運営基準書	2	第1	2	(1)	イ	③	図書館サービス	・図書館サービスは供用部分を活用する予定となっておりますが、どの程度の面積を専有するか、職員は何名ぐらい配置する予定なのかをご教示ください。 ・現時点で図書館サービスの詳細については決定しておりません。
25	別冊1 管理運営基準書	6	第1	5	(4)			休館日	・民間サービス区画においても同様の休日設定が必須要件でしょうか。 ・民間サービス区画については、少なくとも施設の開館日は営業することを条件としますが、休日の設定については応募者の提案とします。
26	別冊1 管理運営基準書	24	別紙1					指定管理者の管理運営範囲(子育て支援事業)	・※2として表示がありますが、欄外に内容の表示が見当たりません。内容を開示ください。 ・子育て支援事業の内容に関する注釈になります。母親クラブの運営、他の児童センター等との連携事業、支援の必要なことも家庭への専門性を活かした相談支援・関係機関への接続、相談会の開催などを社会福祉協議会等に委託しています。
27	別冊1 管理運営基準書	29	別紙2	5				文化芸術機能運営業務	・(一社)高山文化協会等との連携について、連携する前提で文化事業を提案することは可能でしょうか。 ・(一社)高山市文化協会が実施している事業を踏まえて連携することで事業効果が增大するような提案をすることは可とします。 ・ただし、本公募は(一社)高山市文化協会及び(社協)高山市社会福祉協議会、現ファミリーサポート事業者については、本公募の関係者という点から、グループ構成団体として参画することを前提に提案することは認めません。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	質問事項	回答
28	別冊1 管理運営基準書	29	別紙2	5			文化芸術機能運営業務（施設貸出業務）	・市が運用する施設予約システムを用いることとあるが、システムの利用料は発生するのでしょうか。 また、システムのマニュアルや教育機会は無償にて提供されるのかご教示ください。	・システムの利用料は発生しません。マニュアルの提供や説明会を無償で実施します。
29	別冊1 管理運営基準書	30	別紙2	6			交流機能運営業務（図書館サービスへの協力）	・サービス利用者への案内や情報発信に協力することとありますが具体的にはどのような業務を想定されているのでしょうか。	・貸本の返却ボックスの設置やレファレンスサービス等のサービス提供内容に係る案内や施設HP等による情報発信を想定しています。
30	別冊1 管理運営基準書	31	別紙2	7			子育て支援機能運営業務（子供の遊び場の運営）	・岐阜県子育て支援員研修の終了者の配置はパート・アルバイトも可でしょうか。	・岐阜県子育て支援員県有の修了者であれば、パート・アルバイト等の雇用形態は指定しません。
31	別冊1 管理運営基準書	31	別紙2	7			子育て支援機能運営業務（子供の遊び場の運営）	・子供の遊び場に子供向けの備品を設置する場合（絵本等）は積算の対象外でよいでしょうか。	・施設整備時に市が必要と捉える備品(長期使用できる玩具、絵本など)は市が購入して貸与しますので、指定管理料の積算の対象外とします。ただし、短期で劣化する物品や雑誌等の購入は、消耗品として指定管理料の積算に含むこととします。
32	別冊1 管理運営基準書	31	別紙2	7			子育て支援機能運営業務（子育て支援機能運営業務）	・常時2名配置とありますが、常時監視員として「こどものあそび場」に配置する必要がありますか。（事務所待機、休憩時の一時的な欠員状態について）	・昼食などの休憩による一時的な欠員状態の場合においても、代わりの監視員を配置し、常時2名配置として下さい。 ・本施設整備後に事務所内から遊び場が目視できるような場合は、利用者の状況などに応じた事務所待機も可とします。
33	別冊1 管理運営基準書	31	別紙2	8			滞在・休憩機能運営業務	・利用者の目的に応じた、スペース区分け及び利用ルールの設定について、それぞれ具体的な提案が必須でしょうか。	・必須としません。
34	別冊1 管理運営基準書	35	別紙4	2	文化芸術機能(3)	②	計画運営する事業について	・年間2事業程度とのことですが、自主事業含めでの本数でしょうか。また、増加する場合、自主事業としての増加という理解でよいでしょうか。	・主催事業の事業数を目安として提示したものであり、自主事業は含みません。主催事業及び自主事業の事業数は提案とします。
35	別冊1 管理運営基準書	35	別紙4	2	文化芸術機能(3)	②	計画運営する事業について	・施設外で実施する事業（アウトリーチプログラム）について提案することは可能でしょうか。	・本施設内で実施する事業と連携して実施するものであれば、提案することは可とします。
36	別冊1 管理運営基準書	35	別紙4	2	文化芸術機能(3)	②	計画運営する事業について	・市の担当部局と事前に相談の上、とありますが、具体的な相談方法、事業実施の許可についてご提示ください。	・事業実施年度の前年度10月に担当部局と事業内容について面談を実施し、12月に事業計画書を提出、2月に事業内容について市が承諾することを想定しています。
37	別冊3 開館準備業務委託仕様書(案)	4	第4	3	(3)		その他	・広報たかやま、市SNSの活用とあるが、「広報たかやま」や「市SNS」への掲載は無償で行えますか。	・本市の施設所管課を通じて依頼することにより、無償で掲載します。ただし、紙幅の都合上、依頼いただいた全ての情報を掲載することは難しい場合があります。
38	別冊5 様式集	2 25 26	第2				提出書類一覧（2／3）	・2頁の一覧表においては様式番号5-1の上限枚数が2枚、様式番号5-2の上限枚数が1枚と記載されているが、25頁の様式5-1の説明欄には1枚以内、26頁の様式5-2の説明欄には2枚以内との表記になっている。どちらが正當かご教示ください。	・様式5-1の上限枚数を1枚以内、様式5-2の上限枚数を2枚以内とします。
39	別冊5 様式集	4	第2	1	(1)	⑧	提出書類作成要領	・確認ですが、提出書類一覧表に様式ごとに上限枚数が記載されているかと思いますが、各様式で2枚と制限されているものは、「片面で出力したものを2枚提出する」という認識でよいでしょうか（両面出力はしない）。	・ご理解のとおりです。印刷方法に関しては、第3-1-(1)-⑧をご確認下さい。
40	別冊5 様式集	5	第3	2	(2)	①	参加表明書及び参加資格審査申請書類	・提案書類の提出同様、インデックスを挿入して綴じてもよいでしょうか。	・インデックス挿入は可とします。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	質問事項	回答
41	別冊5 様式集	5	第3	2	(2)	②		参加表明書及び参加資格審査申請書類 ・確認ですが、副本には番号を表記することとありますが、ファイルの表紙及び背表紙に表記するという理解でよいでしょうか。	・ご理解のとおりです。
42	別冊5 様式集	5	第3	2	(4)	ア	②	提案審査に関する提出書類（提案書類） ・確認ですが、正本・副本共にファイルの表紙及び背表紙には審査名を表記し、提案書類表紙に正本のみ企業名を記載するという理解でよいでしょうか。	・ご理解のとおりです。
43	別冊5 様式集	6	第2	2	(4)	イ	①	電子データ ・募集要項15頁19提案書類等の提出には、「提案書類(正本、副本、情報公開対応用)の電子データを保存した電子媒体を1部提出すること。」と記載がありますが、別冊5では「提案書類の正本と同一内容を保存した電子データをCD-RまたはDVD-Rに保存して2枚提出する。」と記載されています。別冊5の指示を正として理解してよいでしょうか。	・別冊5-第3-2-イを正とし、「募集要項」19の提案書類等に記載内容を修正します。
44	別冊5 様式集	11	第4	様式2-1				参加表明書 ・グループで応募する場合、参加表明書は代表企業及び構成企業全ての会社が提出する必要があるか、もしくは代表企業のみでよいでしょうか。	・代表企業が記名押印してください。ただし、添付書類に関しては、様式2-1に記載のとおり提出願います。
45	別冊5 様式集	22	第4	様式4-1				提案書類提出届 ・グループで応募する場合は、全構成団体の連名でよいでしょうか。	・ご理解のとおりです。
46	別冊5 様式集	23	第4	様式4-2				管理運営基準書(業務水準)に関する誓約書 ・グループで応募する場合は、全構成団体の連名でよいでしょうか。	・ご理解のとおりです。
47	別冊5 様式集	44 45 46	第4	様式8-4				安定した管理能力【施設の管理運営実績等】 ・実績を確認できる書類（施設パンフレット、契約書、仕様書、協定書等の写し）を添付することになっているが、『カッコ書きに記載の全ての書類』ではなく、『運営実績が確認できるいずれかの書類』という認識でよいでしょうか。	・（ ）書きに記載の全ての書類の添付を求めますが、当該書類が無い場合は、この限りではありませんのでご理解のとおり、運営実績が確認できるいずれかの書類を提出してください。
48	別冊5 様式集	44~46	第4	様式8-4				安定した管理能力【施設の管理運営実績等】 ・副本にも具体的な施設名称及び所在地、発注者を記載してもよいでしょうか。	・No.11の回答のとおりです。